

(お知らせ)

福島第一原子力発電所3号機非常用ディーゼル発電機(A)  
定例試験時の油漏れについて

平成17年8月6日  
東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所

当所3号機(沸騰水型、定格出力78万キロワット)は、定格熱出力一定運転中ですが、本日午前10時35分、タービン建屋地下1階非常用ディーゼル発電機(A)室にて非常用ディーゼル発電機\*<sup>1</sup>(A)の定例試験を実施していたところ、午前11時頃、燃料供給配管から分岐した排出配管より燃料油が漏えいしていることを当社社員が発見いたしました。

現場を確認したところ、燃料供給配管から分岐した排出配管の弁の一部が脱落し、燃料油が漏えいしていることから、ただちに当該非常用ディーゼル発電機(A)を停止した後、当該弁を仮復旧し、燃料油の漏えいは停止いたしました。

また、燃料油の供給元弁である燃料ハンドルを停止位置\*<sup>2</sup>にしたことにより、燃料の供給が停止するため、当該ディーゼル発電機が使用できない状態となったことから、本日午前11時44分、保安規定第60条で定める「運転上の制限\*<sup>3</sup>」の逸脱を宣言いたしました。

今後、原因について調査いたします。

当該ディーゼル発電機が動作不能の場合に保安規定に求められる、他の1台のディーゼル発電機について動作可能であること、また、原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認しております。

なお、漏えいした燃料油は約50リットルでした。

外部への放射能の影響はありません。

以上

\* 1 非常用ディーゼル発電機

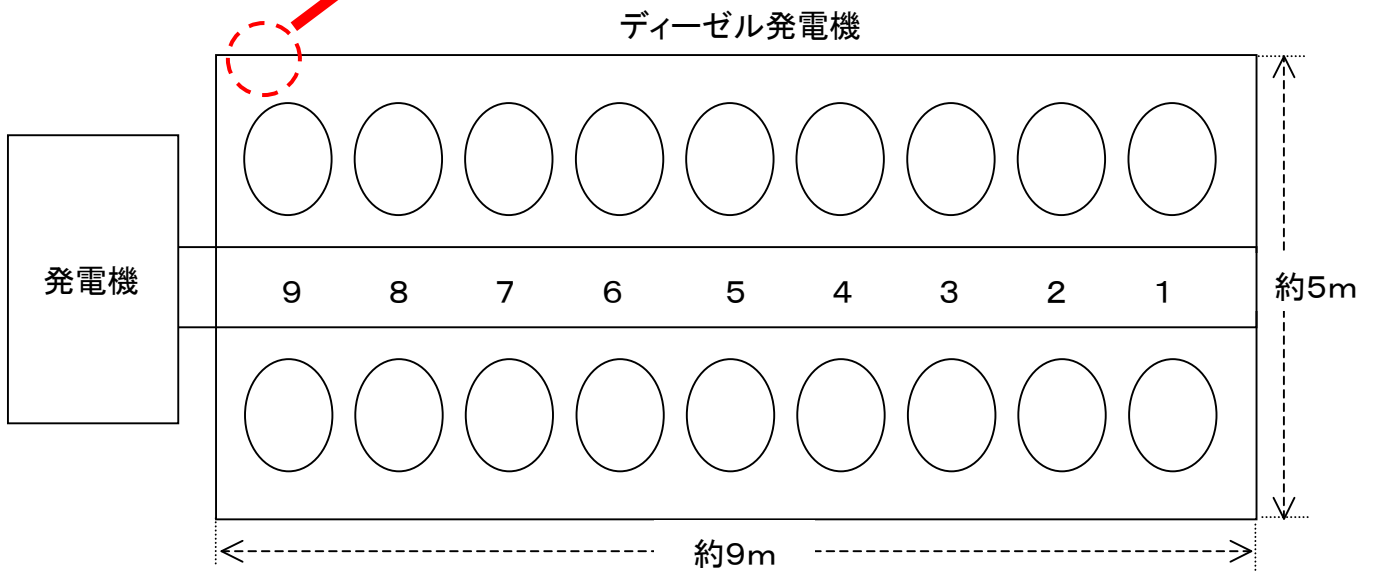
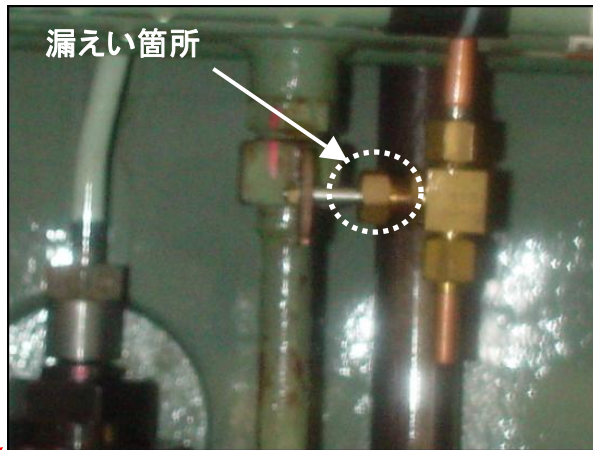
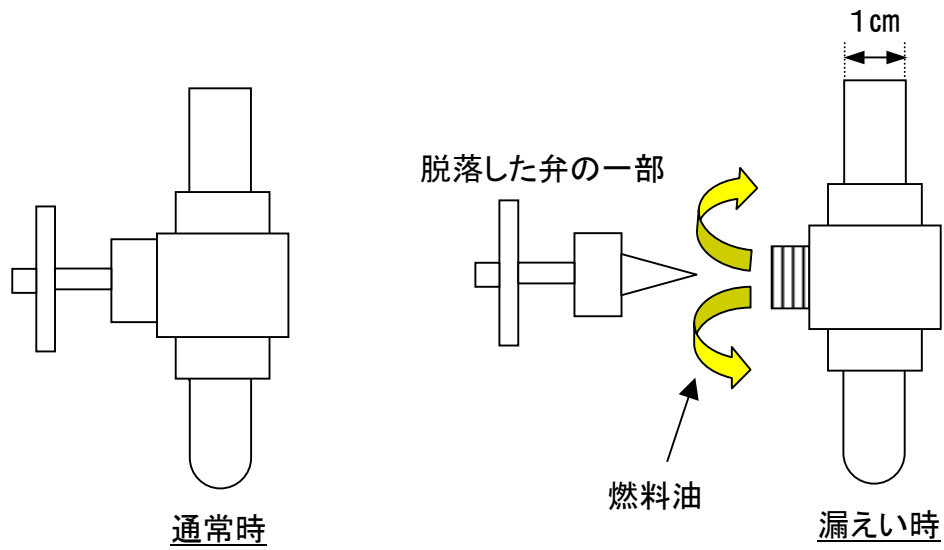
所内電源喪失時に所内へ電源を供給するためのディーゼルエンジン駆動の非常用発電機。

\* 2 燃料ハンドルを停止位置

非常用ディーゼル発電機を起動させないための処置。

\* 3 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっている。



**3号機非常用ディーゼル発電機油漏れ概略図**